

「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」（最終案）について

1 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、昨年10月の三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会における議論をふまえ、12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案をお示しました。

その後、パブリックコメントでの意見をふまえ、別冊のとおり最終案をとりまとめました。

2 中間案からの主な変更点

(1) 表現の修正

「第2章 ギャンブル等依存症に関する本県の現状」について、表現を修正しました。
〔資料3〕「新旧対照表（案）」No.1～3、6のとおり）

(2) 部会でいただいたご意見の反映

第2回ギャンブル等依存症対策推進部会（令和7年10月28日開催）のご意見を受け修正等を行いました。
〔資料3〕「新旧対照表（案）」No.4、5、7、9のとおり）

- ・小中学校における予防教育について記載内容を追加
- ・相談拠点一覧表において、医療に関する相談窓口に加え、多重債務等の相談窓口を追加

(3) パブリックコメントの内容

●意見募集期間

令和7年12月15日から令和8年1月13日まで

●主な意見の集約結果

5名の方から5件のご意見をいただきました。
〔資料2〕「パブリックコメント等に対して寄せられたご意見等（案）」のとおり）

- | | |
|---|----|
| ① 反映（最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの） | 0件 |
| ② 反映済（意見や提案内容が既に反映されているもの） | 4件 |
| ③ 参考にする（今後の取組の参考とさせていただくもの） | 1件 |
| ④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの（事業主体 が県以外のもの等） | 0件 |
| ⑤ その他（①～④に該当しないもの） | 0件 |

●主な意見の概要と意見に対する対応等

- ・ギャンブル等依存症の予防教育・普及啓発について

【意見】

インターネットが広がり、興味本位で初めてしまう人が増え続けるのが現状です。「やめたくてもやめられない」というのがギャンブル依存症です。よって、そうならないよう子供たちを守るため、小、中学生の予防教育が早急に必要だと思います。また、早期発見、早期介入出来る様に普及啓発をお願いしたいです。

【対応等】

重点課題1のこれまでの取組状況や今後の取組において、ギャンブル等依存症の小中学校や県立学校における予防教育や普及啓発について記載しています。

- ・ギャンブル等依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実

【意見】

息子がギャンブルで借金を作り家族はその借金の尻ぬぐいをして却ってギャンブルの問題を進行させてしまいました。

どのように対応したら良いのか、どこに相談すればいいのかまた、家族にギャンブル依存症の子供がいると相談もしにくいのが現状です。

そのためギャンブル依存症は病気であるという予防教育や啓発がとても大切だと思っています。当事者や家族が早く気づいて回復できるよう行政や医療機関との連携を強く希望します。

困っている家族が助けを求める場所を繋ぐ連携をお願いしたいです。

【対応等】

重点課題2において、医療に関する相談窓口だけでなく、当事者がニーズに合わせた相談ができるよう弁護士会や司法書士会などの多重債務等の相談窓口の啓発に努める旨記載しています。また、多重債務等の相談窓口の連絡先を記載しています。

3 今後の予定

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 令和8年2月4日 | 第3回ギャンブル等依存症対策推進部会で検討 |
| 令和8年3月10日 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会へ報告 |
| 令和8年3月11日 | 精神保健福祉審議会へ報告 |
| 令和8年3月末 | 計画の策定 |